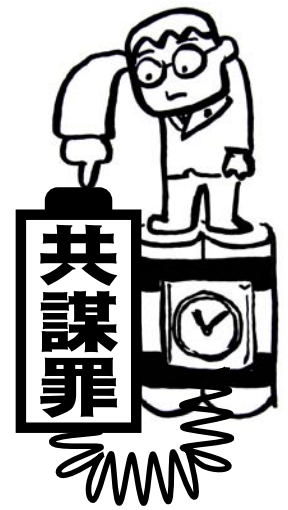


良識ある国会議員の皆様、 「共謀罪法」という時限爆弾に スイッチを入れないでください！



2月14日「共謀罪法」の与党修正案が示されました。しかし、その修正によって、今まで法務委員会で与党からも指摘された共謀罪法案の本質的な問題が解決されたとは、とても思えません。

その1 考え表現したことを罰する

刑法の原則は、実行行為を罰すること。しかし「共謀罪法」は考え表現したことを罰するもので、刑法原則を否定します。

また、一度「合意」したら、たとえ犯行を思いとどまり、誰にも被害が出なくても、罰せられます。

その2 一度できれば自己増殖

戦時中の治安維持法のように、「共謀罪法」は一度できてしまえば徐々に適用範囲を広げるでしょう。

廃止しようにも、反対運動自体が「共謀罪法」によって押さえ込まれる可能性があります。

その3 密告、でっち上げの横行

「共謀」に加わった後に自首した人の罪が減免されるという規定は修正案でも変わりません。

これでは、密告、おとり捜査、でっち上げ、みせしめ逮捕が横行するのではないかと心配が残ります。

その4 市民運動を狙い撃ち？

「共謀」しそうだという疑いを捜査当局が持てば捜査は始まります。

自由や人権、環境などの社会問題にかかわる市民運動がターゲットにならないか、その心配は修正案ではぬぐえません。

その5 条約の枠をはみ出している

共謀罪の新設理由とされる「国際組織犯罪防止条約」は、国際的(越境的)な犯罪の捜査協力を促すものです。

それなのに、共謀罪では要件として、条約にある「越境性(国際性)」や「金銭的・物質的利益目的」を求めないため、国際的な組織犯罪とは無関係な何百もの犯罪が対象となっています。

その6 「組織的犯罪集団に限定」はまやかし

修正案では、犯罪を行うことを共同の目的とする団体に限るという要件を付け加えていますが、正式に犯罪を「目的」にする「団体」はあるでしょうか。

政府は質問に対し、正当な活動をする「団体」の一部であっても、犯罪が「目的」になった瞬間にその一部の集団を「共謀罪」の適用対象「団体」とすると答えています。「団体」は2人から成立します。これではいわゆる「組織的犯罪集団」に適用を限定したことにはなりません。

その7 「共謀に係る犯罪の実行に 資する行為」は断片的な状況証拠

修正案で追加された「共謀に係る犯罪の実行に資する行為」も、新聞報道のような犯行の「客観的な準備行為」ではなく、犯行の意思が実際にあるという推測を助ける程度の断片的な状況証拠(「顕示行為」)です。

例えば、選挙ポスターに落書きする相談をした後に、マジックペンを買えば、それがたとえ小包の宛名書き用であっても、共謀を裏付ける証拠とされかねないのです。

「共謀罪」は人と人とのつながりを壊し、お互いに信じあえない社会を生み出すのではと、わたしたちは恐れます。「共謀罪法」は、自由と民主主義を台無しにする<時限爆弾>のようなもの。今、この時限爆弾にスイッチを入れないでください。